株式会社JCBC 情報セキュリティ教育①

2025年 4月

株式会社JCBCは、お客様から信頼されるITビジネスパートナーであるために、

- · ISO27001
- ·Pマーク(プライバシーマーク)

を取得しています。

ISO27001は、組織として情報セキュリティを確保するための仕組みであるISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)が適切に運用・管理されているかを判断する国際的な審査基準です。

また、Pマークは個人情報について適切な保護措置を 講ずる体制を整備していると評価された事業者等が使 用を認められたマークです。

・情報セキュリティ

株式会社JCBCは、情報セキュリティに対する姿勢を「情報セキュリティ方針」として定め、会社のWEBサイト(https://www.jcbc.co.jp/is-policy)で公開しています。



ISO 27001 <u>情報セキュリティ方針</u>

当社は当社の重要な情報を保護する指針として、情報セキュリティ基本方針を策定し、これを以下の通り実施し推進します。

- 1. 当社は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確実にするために、あらゆる脅威に対して積極的、最新の技術を採用し適切な対策を講じます。
- 2. 当社は、情報セキュリティに関する不正アクセス禁止法、著作権法、不正競争防止法、個人情報保護法、その他法令等を順守し、その改正などに敏速に対応します。
- 3. 当社は、経営者、社員、契約社員が情報資産の重要性とその情報資産に対するリスクを十分に認識するように、必要な教育、研修を適切に実施します。
- 4. 当社は、「情報セキュリティ方針」及び関連する諸規則、管理体制の評価と見直しを行い、マネジメントレビューを通じて情報セキュリティの継続的改善を図ります。

初版制定日 2014年 10月 01日

改訂日 2015年 04月 10日

代表取締役会長 吉野 一夫

・情報セキュリティ

情報セキュリティは、機密性・完全性・可用性の3要素から構成されています。それぞれの意味は、以下の通りです。

·機密性 (Confidentiality)

情報やデータを、見る権利がない人が見られないようにすること。限られた人間だけがアクセスすることができる状態。電子データだけではなく、紙媒体も含まれます。

・完全性(Integrity)

情報やデータが欠損したり、改ざんされたりされておらず、 完全に正確な状態であること。

・可用性(Availability)

情報やデータが、使いたいときにすぐ使える状態であること。

・個人情報保護

個人情報保護法では、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

また、生年月日や電話番号、メールアドレスなどは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実など、取扱いに特に配慮すべき個人情報のことを「要配慮個人情報」といいます。

・個人情報保護

株式会社JCBCは、個人情報保護の方針や理念、使用目的や開示手続きなどについて「個人情報保護方針」として定め、会社のWEBサイト(https://www.jcbc.co.jp/privacy-policy)で公開しています。

個人情報保護方針

個人情報保護方針

【個人情報保護の理念】

株式会社JCBC(以下、当社)は、コンピューターのネットワークシステムの企画・開発・保守管理、コンピューターソフトウェアの開発及び販売、インターネットを利用した各種情報サービスの開発及び販売、人材派遣業等を核とした事業活動を行っています。事業活動を通じてお客様から取得する個人情報及び当社従業者の個人情報(以下、「個人情報」という。)は、当社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

したがって、当社は、事業活動を通じて取得する個人情報を、以下の方針に従って取り扱い、個人情報保護に関して、お客様及び当社従業者への「安心」の提供及び社会的責務を果たしていきます。

【方針】

- 1. 個人情報の取得、利用及び提供に関して
 - ・適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得いたします。
 - ・利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を利用いたします。
 - ・個人情報を第三者に提供する場合には、事前に本人の同意を取ります。
 - ・取得した個人情報の目的外利用はいたしません。また、そのための措置を講じます。
 - ・目的外利用の必要が生じた場合は新たな利用目的の再同意を得た上で利用いたします。
- 2. 法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。) に関して

· 営業秘密(営業機密)

取引先の名称や取引内容、社員に関する情報など、企業にとって重要な、秘密としたい情報が営業秘密(営業機密)です。

特定の情報が営業秘密として扱われるためには、以下の3つの 条件を満たしていることが必要です。

・非公知性

一般には知られていない情報。

・有用性

企業等によって広い意味で役立つ情報

・秘密管理性

アクセス権の設定や誓約書、秘密保持契約などにより、情報に接する人が秘密と認識できるように管理されている情報。

· 営業秘密(営業機密)

企業等の営業秘密の不正な**取得、開示、使用**といった行為は「不正競争防止法違反」になる場合があります。

・不正な「取得」

転職先に持ち込むために勤務先の営業秘密を私物のUSBメモリにコピーした。

・不正な「開示(漏洩)」

以前の勤務先の営業秘密を転職先のクラウド上に保存し、 社員で共有した。

・不正な「使用」

以前の勤務先の営業秘密(顧客リスト)を用いて営業活動を 行った。